

## 宮田町 501 通信



2012年10月号 No.030

発行所

川崎光一社会保険労務士事務所 労働保険事務組合 宮崎総合保険協会 TaL 0985-29-5881 Fax 0985-29-5542 宮崎市宮田町 4-6 専門店会会館 2 F

HP-address <a href="http://www.sr-k.co.jp">http://www.sr-k.co.jp</a>
E-mail kawasaki@sr-k.co.jp

## 最低賃金について

前月号でもお知らせいたしましたが、次のように最低賃金が変更になりました。

宮崎県

653円 (平成24年10月26日より)

鹿児島県

654円 (平成24年10月13日より)

熊本県

653円 (平成24年10月1日より)

尚、この最低賃金改定の影響を受けることが予想される事業所様には、個別に 対応いたします。

## 社会保険料について

今月支払分より、社会保険料が改訂されていますのでご変更下さい。今回の変更は 主に、算定基礎届での変更と料率改定に伴う厚生年金保険料変更の2つです。

## 本人確認の徹底について

平成24年10月1日から社会保険の資格取得届に基礎年金番号が未記入(年金 手帳再交付申請書を添付の場合を除く)の場合は、一旦資格取得届が返されるように なりました。これは、日本年金機構での誤り防止、事務効率化の観点からですが、 事業所様におかれましても今後は、運転免許証等での本人確認を徹底していただきます ようお願いいたします。



労働保険料について

労働保険料につきまして第2期分が、10月31日までの納入になっておりますので、よろしくお願いいたします。